

大阪市告示第1098号

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第1項の規定に基づき、次のように市道の路線を廃止する。

その関係図面は、大阪市建設局において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和6年8月5日

大阪市長 横山英幸

路線名	起 点 終 点	廃止の期日
桜宮方面東西27号線	都島区中野町5丁目57番の7地 同 区同 57番の7地 (別紙参考図1参照)	告 示 の 日
東淀川区第818号線	東淀川区井高野4丁目516番の5地 同 区同 166番地 (別紙参考図2参照)	告 示 の 日

(建設局総務部管財課)